

利水・水需要管理部会検討会(第1回～第3回)における主要な論点 (案)

1. 需給バランスの実態(スライド38) 降雨変動(第1回)

- ・「近年の小雨化による河川流量の低下」供給可能量(近20カ年 S54～H10の実績流況に基づいた試算値)の計算根拠が不明である。計算式や設定条件の説明。
- ・最大取水量だけで判断すると過大評価になり、平均取水量や最低値も併記された資料が必要。
- ・ダム計画時の流況と現在の流況の比較図があればわかりやすい。

2. 利水安全度、基準渇水流量(第2回)

- ・近年の供給可能量の低下(実力低下)から「利水安全度は78%に低下した」と近畿地整が示した。これは重要な数値なので再度説明が必要(資料1-1シート33)。
- ・「利水安全度が78%まで落ちている」ならば基準渇水流量の改定が必要。河川管理者はダムの利水容量の決定や水利権許可に「基準渇水流量」をベースに判断している。「基準渇水流量」の公表。

3. 水需要予測(第2回)

- ・大阪府営水道の給水量は減少傾向にある、一方で、将来の水需要予測は利水安全度78%の割増しにより増加している(資料1-1シート27、28)。あまりにも安全側にとりすぎた予測。
 - ・この水需要予測は不信である。過去の予測と平成17年の実績を比較した結果の開示が必要。負荷率も問題。(安全側に予測すればダム建設が必要となり事業負担がかかり、それらは水道料金の値上げとして跳ね返ってくる。国民に迷惑をかけているという点を自覚すべき)。
- ←水需要管理に関する提言を流域委員会から頂き河川管理者も模索しているが、まだ全体像が見えていない。一方で、水道使用量の将来予測は自治体の権限であり「予測値が多い・少ない」といった議論は難しい。水需要予測手法について、精査すべき点や精査すべきデータについて委員会から具体的にご意見を頂くと河川管理者も進めやすい。(河川管理者)。
- ・河川管理者は水道事業者の数値をそのまま受け止めるだけではなく、自ら水需要を把握していく事が重要だ。水道使用量等の水需要抑制に関しては、政策としてやればもっと劇的に変わる(例 燃費による自動車税の優遇処置)。積極的に進めて欲しい。福岡市や高松市では、自治体が節水型機器を積極的にアピールしている。大阪の状況を説明して欲しい。

4. 水需要抑制・節水対策(第2回)

- ・河川管理者は節水対策に積極的に取り組んでいる。その一方、水道事業者は内心ではより多くの水を使って欲しいと思っている。それぞれ立場で思いが違う。需要抑制のメカニズム構築を。
 - ・河川管理者が作成した節水ポスター『人間のためだけの水ですか?』はよくできている。
 - ・これまでの利水の仕組みは短期間で方向転換できない。河川管理者は熱心に取り組んでいるが、それが全体の動きになっていかない。河川管理者のこれまでの活動は主に啓蒙活動だった。今後は関係機関が取り入れるような先駆的な取り組みが大切だ。例えば、雨水タンク、節水機器、節水型トイレ等普及のための助成。コンポストを無料で配布している自治体もある。グリーン購入法といった事例もある。利水部会においても積極的に具体的な提案をすること。
- ←河川管理者は「利水・水需要管理部会」のテーマは2つあると思っている。(1)「大規模な渇水時の対応」(2)「水需要抑制の取組(渇水時以外の取組)」だ。「水使用量は自然に漸減しているからこのままでよい」という考えでは駄目だ。河川管理者はもっときちんとやらないとい

けないと思っている。平常時の水使用量が減れば琵琶湖の水位変動は減り、ダムの運用を自然の流況に近づけることも可能だ(河川管理者)。

5. 水利権及び水需要の精査確認(第3回) 農業用水(慣行水利権)(第1回、第3回)

- ・基礎案以降に精査確認済となった案件が「水道用水<5件>」ある。水需要予測に問題がなければ水利権を更新しているという説明だが、水需要の減少予測をうけて水利権を縮小したという事例があるか。水利権に対して使用量が低い、乖離がある。利水者の考え方はどうか。精査確認済5件の精査の具体的な中身の公開。農業用水はどこまで把握しているのか。精査確認作業の中で、利水者や農業者の意識に変化があったか。

←縮小した事例はない。これまでの利水者の考え方は「水需要は右肩上がり」だったが、今後は違う説明が必要だという意識が出てきている。農業用水については「必要な量をとっているだけ」という認識のようだ。農業用水の水利権と実取水量のギャップまでは把握できていない。農業用水には都市の環境維持用水という面もあるので、精査が難しいのが現実だ(河川管理者)。

6. 水系全体の水の使われ方・水収支(第1回)

- ・農業用水、都市用水、河川維持用水等、水系全体の水の使われ方の把握および水収支分析が必要。特に、河川維持用水や環境用水の数値の公開。

7. 渇水調整(第2回) 渇水対策会議(第3回)

- ・渇水時の水道の使用制限について「渇水時に取水制限をしたとしても、水道の使用制限がなければよい」という考え方もある。過去の渇水年にどのように水が使われていたのか。その時の状況と今後の需要量を比較することが重要。渇水対策会議はH16年度には数回の意見交換会が開催されているが、H16年度以後の活動内容はどうなっているのか。

8. 利水における統合管理(第3回) 維持流量(第3回)

- ・利水者は河川管理者が厳しい統合管理をしていることを知っているのか。ダム群の統合管理は「できるだけ琵琶湖の水を使わないように」という考え方に基づいているのか。桂川には基準地点が4つあるが、結果的には、最下流の基準地点で決まるのではないか。流水の正常な機能維持のための流量の根拠は何か。生物環境のための水量は含まれているのか。

←利水者も統合管理の内容を知っている。渇水時には渇水調整会議での調整が必要になってくる。琵琶湖もダムも平等に扱っており「貯水量ゼロになるのは同じタイミング」という考え方だ。桂川で4つの基準地点を設けているのは途中で取水するケースや支川からの流入があるためだ。結果的に、嵐山の基準地点が支配的になっている場合が多い。維持流量の根拠はある。魚のために必要な水量がきっちりと決まるものでもないで「えいや」で決めている部分もある。自然流量がベースになっている(河川管理者)。

- ・少雨化傾向になれば、河川の流量水位は下がるのが自然だ。少雨化傾向によって、流水の正常な機能の維持のための流量は見直されたのか。

←河川の維持流量は「望ましい、確保したい量」なので、少雨化傾向によって流量が減ったからといって、維持流量も少なくてもよいという考え方はとっていない(河川管理者)。

以 上